

2013年11月21日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

労働政策審議会労働力需給制度部会長

鎌田 耕一 殿

安倍政権の雇用破壊に反対する共同アクション

日本マスコミ文化情報労組会議

全国港湾労働組合連合会

航空労組連絡会

純中立労働組合懇談会

全国労働組合総連合

全国労働組合連絡協議会

中小労組政策ネットワーク

コミュニティ・ユニオン首都圏ネットワーク

東京争議団共闘会議

けんり総行動実行委員会

労働者派遣制度の「規制緩和」に強く反対する意見

2008年の派遣切り・非正規切りの嵐と「年越し派遣村」からわずか5年、労働者派遣の「規制緩和」にふたたび舵が切られようとしていることは断じて容認できない。

2008～09年当時、「政治災害」ということがよくいわれたが、昨年の労働者派遣法「改正」は部分的な前進はあったものの、「骨抜き」改正といわざるを得ない内容に止まった。今も派遣労働者は、モノのように毎月の生産調整にあわせて切られたり雇われたりということを繰り返している。人間らしい健康で文化的な最低限度の生活もままならない不安定な処遇のままに置かれている。厚生労働省が昨年8月に発表した「平成22年社会保障を支える世代に関する意識等調査報告書」によれば、30代の男性非正規就業者の実に75.6%（正規の場合30.7%）が未婚となっている。労働法制の「規制緩和」が続いた結果であり、日本社会の未来も危うくする状況にまで至っている。

よって、われわれ「安倍政権の雇用破壊に反対する共同アクション」（略称：雇用共同アクション）に参加する諸団体は連名で、以下のとおり、労働者派遣制度の見直し論議に対する基本的な意見を提出する。派遣労働者を実際に組織し、派遣切り・非正規切りに反対して労働条件改善にとりくんできた労働団体の共同した意見として重く受け止め、労働政策審議会をはじめ、政府部内での今後の検討に反映するよう強く求める。

記

1. 「常用代替防止」の大原則を堅持し、労働者派遣は「臨時的・一時的な業務」に限定すること

規制改革会議の本年6月答申や10月の労政審に対する意見は、「常用代替防止」原則を放棄し、「乱用防止」という原則に改めることを求めており、現行制度の根幹を揺るがすものとして強く批判されねばならない。もし、このような「改正」が強行されれば、労働者派遣が一般的な働き方となってしまうかねず、いつでも切れる安上がりの「雇用の調整弁」として、製造現場のラインや店舗の店員、営業などの現場で次々と派遣労働者に置き換えられることになる。「乱用防止」が原則となれば早晚、警備や港湾、医療業なども労働者派遣が自由化されることが強く懸念される。

そもそも労働者派遣は職安法第44条が禁止する労働者供給事業（人入れ稼業）の例外として一定の制限のもとに容認されているにすぎないのだから、それを一般化することは許されない。あくまで「常用代替防止」原則を外すというのなら、職安法44条に違反するものとして、労働者派遣はもはや禁止されるべきである。

一方、本年8月の在り方研究会の報告書は、「常用代替防止」原則を一応維持するとし、期間の定めのない雇用か否かで区分しているが、これもまた認めることはできない。労働者派遣の実態をみれば、派遣元と派遣先の彼我の差はあまりにも大きいのである。派遣切り等の実例からも、期間の定めがある雇用か否か（無期雇用か有期雇用）で実態に大きな差はなく、派遣先との契約が終了すれば同様に切られているのが実態である。

この点で、同報告書が「常用代替防止は、派遣先の常用労働者を保護する考え方であり、派遣労働者の保護や雇用の安定と必ずしも両立しない面がある」としている点は根本的に誤っている。常時ある仕事なら労働者派遣ではなく、直接雇用とすべきなのであって、雇用の安定をめざし、派遣労働者の直接雇用への道を拡大することこそ必要である。

2. 日雇派遣禁止など昨年の法改正を白紙に戻すことは許されない

規制改革会議はまた、10月の意見書で日雇派遣の禁止や労働契約の申込み見直し制度など、昨年の法「改正」の見直しを迫っているが、これも容認することはできない。前出のとおり、昨年の法改正は紆余曲折の結果、「骨抜き」改正ではあるがようやく改正に至ったのであって、それを白紙に戻すことなど論外というべきである。

むしろ、製造業派遣や登録型派遣の禁止、均等待遇原則の確立など、不安定で安価な労働者派遣（間接雇用）を限定・制限する方向こそ求められている。

したがって、同意見書はなかったものとして今後の検討をすすめるべきである。

3. 派遣労働者などの参加のもとで、実態と声を踏まえた論議を尽くすよう求める

労働力需給制度部会には現在、使用者側オブザーバーとして人材派遣ビジネスから2名が加わり、専ら自らの業界利益のための発言を繰り返しており、強く違和感を抱くものである。

委員の在り方として検討を求めると同時に、派遣労働者や彼ら・彼女らを実際に組織する中小労組の代表を加え、その実態と声に基づいた論議を強く求める。

また、労使の意見に大きな隔たりがあるもとで、はじめにスケジュールありきではなく、実態に基づいた議論が尽くされるべきだと考える。

以上